

兼務役員雇用実態証明書の提出について

1 概要

法人の代表者及び社長や副社長等の呼称を付された**表見代表取締役**（会社法第 354 条）は雇用保険被保険者になりません。

監査役については、会社法第 335 条第 2 項により従業員との兼務が禁止されているため、雇用保険被保険者になりません。

前段以外の法人の役員については、会社との関係が法律上委任関係にあるため、原則として雇用保険被保険者になりませんが、従業員としての身分を有し、役員報酬の支払状況等を総合的に判断した結果、労働者性が強く、役員としての委任関係以外に雇用関係が明確に認められる場合（下記 2 の提出が必要です。）に限り、雇用保険被保険者となります。

2 提出書類（②～⑧までは全て写しを提出）

① 兼務役員雇用実態証明書

② 労働者名簿

③ 賃金台帳

役員就任前後の各 2 ヶ月分（最新の 2 ヶ月分）

④ 出勤簿又はタイムカード

役員就任前後の各 2 ヶ月分（最新の 2 ヶ月分）

⑤ 定款

役員報酬の決定方法、業務執行権等の規定を確認します

⑥ 登記簿謄本

役員就任日を確認します

⑦ 総会議事録（役員任命時のもの）

役員の任免状況（表見代表取締役でないか）を確認します

⑧ 役員報酬がわかる書類（取締役会議事録、社内決裁等）

定款に取締役会で定めとなっている場合は、取締役会議事録が必要です

※議事録等がない場合は、「従業員兼務取締役に関する確認書」の提出が必要となります

⑨ 雇用保険被保険者資格取得届（未取得の場合）

雇用保険被保険者資格取得確認通知書

雇用保険被保険者資格喪失・氏名変更届

}（取得済の場合）

※ 上記以外にも総勘定元帳、法人税申告書等の提出を求める場合があります。

福岡西公共職業安定所 雇用保険課適用係

電話（直通）：092-688-9208

（H29.10）